事業者が作成すべき原子力事業者防災業務 計画等に関する命令 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力 平成二十四年文部科学省・経済産業省令第四号

子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計 画等に関する省令を次のように定める。 び第三項並びに原子力災害対策特別措置法施行令 条第一項、第十条第一項並びに第十一条第二項及 特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第七 四十七号)の施行に伴い、並びに原子力災害対策 に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原 (平成十二年政令第百九十五号) 第十一条の規定 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第

第一条 この命令において使用する用語は、原子 において使用する用語の例による。 力災害対策特別措置法(以下「法」という。) (原子力事業者防災業務計画)

計画(以下単に ばならない。 という。)には、次に掲げる事項を定めなけれ 法第七条第一項の原子力事業者防災業務 「原子力事業者防災業務計画」

行する者に関すること。 務を行うことができない場合にその職務を代 が、旅行又は疾病その他の事故のためその職 び原子力防災要員の職務に関すること。 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者 原子力防災管理者、副原子力防災管理者及

に対する防災教育の実施に関すること。 原子力防災要員の配置及び原子力防災要員 原子力防災組織の編成に関すること。

関すること。 設置及び維持に関すること。 原子力防災資機材の備付け及び保守点検に

放射線測定設備その他防災のための設備の

第六条第四項に規定する事象その他の事象に 二年政令第百九十五号。以下「令」という。) びその評価に関すること。 よる原子力災害を想定した防災訓練の実施及 原子力災害対策特別措置法施行令(平成十 2

業者が行う措置(原子力緊急事態解除宣言を る原子力規制委員会との連携に係る原子力事 力緊急事態が発生した場合を除く。)におけ 事象(以下「特定事象」という。)及び原子 れがある場合(令第四条第四項各号に掲げる するまでの措置に限る。)に関すること 原子力施設に異常が発生し、又はそのおそ

> 九 機関への当該特定事象の経過の連絡に関する 員会及び国土交通大臣)、所在都道府県知事、 会(事業所外運搬に係る特定事象の発生の場 災管理者の内閣総理大臣及び原子力規制委員 機関その他の関係機関への通報及びこれらの 所在市町村長、関係周辺都道府県知事、警察 合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委 特定事象が発生した場合における原子力防

置の実施及びその措置の概要についての報告害の発生又は拡大の防止のために行う応急措 に関すること 特定事象が発生した場合における原子力災

同対策協議会への参加を含む。)に関するこ 緊急事態応急対策の実施(原子力災害合

材の貸与その他必要な措置の実施に関するこける原子力防災要員の派遣、原子力防災資機 緊急事態応急対策が実施される場合にお

十三 原子力災害事後対策の実施(原子力災害 合同対策協議会への参加を含む。)に関する

一四四 機材の貸与その他必要な措置の実施に関する おける原子力防災要員の派遣、原子力防災資 原子力災害事後対策が実施される場合に

十 五 他の原子力事業者への協力に関するこ

のため原子力防災組織が行うべき業務に関し所における原子力災害の発生又は拡大の防止 必要な事項 示した書類又は図面の整備に関すること。 前各号に掲げるもののほか、原子力事業 原子力事業所の主要な施設又は設備を明

研究用等原子炉の設置の許可を受けた者に限 あっては、熱出力が十メガワットを超える試験 ものに限る。)を除く。)を定めなければならな 規定する原子力事業所内情報等伝送設備に係る 第四号から第六号までに掲げる事項(第四号に に掲げる事項(同号ロに掲げる者にあっては、 る。)は、原子力事業者防災業務計画には、次 ロ、ハ及びホに掲げる者(同号ロに掲げる者に 前項に掲げるもののほか、法第二条第三号 3

び原子力災害事後対策(以下「原子力事業所 原子力事業所における緊急事態応急対策及

> 及びテレビ会議システムの整備及び運用に関 並びに緊急時対策所における非常用通信機器 ための施設(以下「緊急時対策所」という。) 災害対策」という。)の実施を統括管理する すること。

二 原子力事業所災害対策の実施を支援するた 力事業所災害対策支援拠点」という。)の整めの原子力事業所の周辺の拠点(以下「原子 備及び運用に関すること。

応センター」という。)並びに原子力施設事援するための施設(以下「原子力施設事態即 意思決定を行い、かつ、緊急時対策所におい テレビ会議システムの整備及び運用に関する 態即応センターにおける非常用通信機器及び て行う原子力事業所災害対策の統括管理を支

の情報を伝送する設備(以下「原子力事業所」 原子力事業所内の状況に関する情報その他 内情報等伝送設備」という。) の整備及び運

Ŧi. 力事業所内情報等伝送設備における非常用電拠点、原子力施設事態即応センター及び原子 源の整備その他の自然災害が発生した場合に おけるこれらの機能の維持に関すること。 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援

急対策等拠点施設とを接続する情報通信ネッ総理大臣官邸、原子力規制庁と緊急事態応

織の整備及び運用に関すること。 資材又は機材及びこれらを管理するための組ために必要な遠隔操作が可能な装置その他の ができない場所において当該対策を実施する 災害対策に従事する者が容易に立ち入ること

者防災業務計画には、次に掲げる事項を定めなうち前項に規定する者以外の者は、原子力事業 第一項に掲げるもののほか、原子力事業者の 一覧

非常用通信機器の整備及び運用に関するこ 緊急時対策所並びに緊急時対策所における

二 原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び 運用に関すること。

原子力事業所災害対策の重要な事項に係る

兀 用に関すること。

等伝送設備との接続の確保に関すること。 即応センターにおける非常用通信機器及びテ トワークと緊急時対策所及び原子力施設事態 レビ会議システム並びに原子力事業所内情報 放射性物質による汚染により原子力事業所

八 重要区域(安全上重要な構築物、系統又は する区域をいう。)の位置及び安全機器等の機器(以下「安全機器等」という。)を設置

ればならない。

緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支

原子力事業者が原子力事業所における原子力 の維持に関すること。 然災害が発生した場合におけるこれらの機能 援拠点における非常用電源の整備その他の自

ばならない。 委託する業務の範囲及び実施方法を定めなけれては、名称及び主たる事務所の所在地)並びに 当該業務の受託者の氏名及び住所(法人にあっ 子力防災組織の業務の一部を委託する場合にお 災害の発生又は拡大を防止するために必要な原 業務計画に、前二項各号に掲げる事項のほか、 いては、当該原子力事業所の原子力事業者防災

ならない。 条第十項に規定する使用済燃料を含む。以下同 第二条第二項に規定する核燃料物質をいい、同 じ。)又は核燃料物質によって汚染された物 関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号) いを開始する日の六月前までに作成しなけれ (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に (原子核分裂生成物を含む。以下同じ。) の取扱 原子力事業者防災業務計画は、核燃料物質

6 式第一の届出書によってしなければならない。 (通報手続) 法第七条第三項の規定による届出は、別記様

第三条 法第十条第一項前段による事業所外運搬 絡することにより行わなければならない。 通信手段を用いて一斉に複数の者に送信するも 場合において、通報の方法は、次条第一項のフ 通報は、別記様式第二によるものとする。この のとし、送信した旨を直ちに電話で通報先に連 アクシミリ装置その他のなるべく早く到達する に係る事象以外の事象が発生した場合における

とにより行わなければならない。 絡を受けた旨を直ちに通報先に対し確認するこ く到達する手段を用いて連絡するものとし、連 うものとし、また、通報の方法は、なるべく早 通報は、別記様式第二に掲げる事項について行 前項の規定によることができない場合には、

(原子力防災資機材)

第四条 法第十一条第二項の原子力防災資機材 れぞれ同表の下欄に掲げる数量以上とする。れ同表の中欄に掲げる機能又は品名ごとに、そは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞ

いて、原子力災害が発生する蓋然性が低いと認物質によって汚染された物を運搬する場合にお ための車両を一台以上備え付けるものとする。 数が奇数である場合には、その二分の一の数に チ中「原子力防災要員の数」とあるのは「原子 同項ト中「二台」とあるのは「一台」と、同項 と、同項へ中「四台」とあるのは「二台」と、 台」と、同項ハ中「二台」とあるのは「一台」 項の表の三の項ロ中「四台」とあるのは「二 められるときは、当該者の申請に基づき、第一 掲げる者に限る。)が、核燃料物質又は核燃料 り取り消された者(法第二条第三号ロ及びへに び原子力規制委員会は、法第二条第三号の規定 は、環境中の放射線量又は放射性物質の測定の でに掲げる施設に係る原子力事業所にあって 第七条第一号の表イからニまで及びへからリま 生じた端数を切り捨てた数)」とすることがで 力防災要員の数の半数(当該原子力防災要員の による指定を令第一条第四項第二号の規定によ 第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣及 前二項に掲げるもののほか、通報事象等規則

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

及び設備 原子炉の運転等のための施設の位置、構造原子力事業所の名称及び所在地

終了後の使用予定 当該施設の運搬開始前の使用状況及び運搬

料物質又は核燃料物質によって汚染された物

運搬開始前及び運搬終了後に保有する核燃

Ŧi.

時期及び予定終了時期
・ 運搬の経路及び方法並びに当該運搬の開始
・ 運搬の経路及び方法並びに当該運搬の開始
・ 物質によって汚染された物の取扱いの方法
・ 物質によって汚染された物の取扱いの方法
の種類、数量、保管場所及びその方法

かじめ、変更しようとする事項を記載した申請に掲げる事項を変更しようとするときは、あらに掲げる事項を変更しようとするときは、あ項を号で汚染された物の種類及び数量

書を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に提出

なければならない

(放射線測定設備等の現況届)

3

した場合も同様とする。

一原子力防災資機材の現況の届出は、前条の日出書により原子力防災資機材を備え付けた日規定により原子力防災資機材を備え付けた日規定により原子力防災資機材を備え付けた日規定により原子力防災資機材の現況の届出は、前条の日出書により届け出るものとする。

(身分を示す証明書)

(電磁的記録媒体による手続)は、別記様式第五によるものとする。

第七条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式。ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することができる。

災業務計画 第二条第六項の届出書及び原子力事業者防

三 第五条第二号の届出書二 第五条第一号の届出書

附則

(施行期日)

する。 第一条 この省令は、原子力規制委員会設置法の第一条 この省令は、原子力規制委員会設置法の

(経過措置)

省令の規定に合致させなければならない。いて、この省令の施行の日から六月以内にこのに届け出ている原子力事業者防災業務計画につ第二条 原子力事業者は、この省令の施行の際現

この命令は、平成二十五年十二月一日から施令・原子力規制委員会規則第一号)附 則 (平成二五年九月一二日内閣府

令・原子力規制委員会規則第一号)附 則 (平成二六年二月二八日内閣府

この命令は、平成二十六年三月一日から施行 | 別記様式第2(第3条関係)

令・原子力規制委員会規則第一号)附 則 (平成二七年五月一八日七 (平成二七年五月一八日内閣府

この規則は、平成二十七年八月一日から施行

原子力規制委員会規則第一号) 則 (平成二九年七月七日内閣府令·

成二十九年七月十日)から施行する。附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平 炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律 強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子 この命令は、原子力利用における安全対策の

(施行期日) 原子力規制委員会規則第二号) 則 (平成二九年八月一日内閣府令・

2 この命令の施行前にした行為に対する罰則の 経過した日から施行する。 (罰則に関する経過措置) この命令は、公布の日から起算して九十日を

子力規制委員会規則第一号) (令和元年七月一日内閣府令・原

適用については、なお従前の例による。

施行する。 する法律の施行の日(令和元年七月一日)からこの命令は、不正競争防止法等の一部を改正

子力規制委員会規則第一号) (令和二年三月一七日内閣府・原

から施行する。 第三条の規定の施行の日 (令和二年四月一日) 炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律 強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子 この命令は、原子力利用における安全対策の

別記様式第1 (第2条関係)

器出着 住施 氏名 (法人にあってはその名称) 及び代表者の氏名) したので、原子力災害対策特別

開発性 (第44年 定)							
	30	射線測定設備與	民居出書				
					44	Я	- 11
内閣総理大阪、原子力	期期委員会,	都进行机知事。	市町村長 殿				
			基本者				
			住所				
			55.8				
			785	んにあって	てはその	(名称)	
			18	ORMA	の任名		
放射線測定設備の現在	econt, s	京子力災害対策!	18	ORMA	の任名		6 H
		京子力災害対策!	18	ORMA	の任名		き居
け出ます。 原子力事業所の名称及こ			18	ORMA	の任名	- E-S	2. 第
け出ます。 原子力事業所の名称及5 原子力事業所内の放射	788		18	ORMA	の任名	- E-S	
け出ます。 原子力事業所の名称及と 原子力事業所内の放射 修測定設備	ran R H N		18	ORMA	の任名	- E-S	
け出ます。 原子力事業所の名称及2 原子力事業所内の放射 線測定設備 原子力事業所外の放射	2個所 段 展 数 段 服 場 所		18	ORMA	の任名	- E-S	
け出ます。 原子力事業所の名称及2 原子力事業所内の放射 線測定設備 原子力事業所外の放射	2個所 政 服 数 政 服 物 政 服 物 所		18	ORMA	の任名	- E-S	
け出ます。 原子力事業所の名称及で	2 選 数 数 置 数 数 置 数		18	ORMA	の任名	- E-S	

(法人にあってはその名称)
及び代表者の氏名
(法第11条第3項の様字に基づ

(集後) 第22 金 内閣社党人は、第子力関係委員会、因立立を元は、所信都設定私事、所信布可科員 又は規格制度を整合権を終し、のより関係を受けて必要が成立されて、その職員に、終す力 事業所に立ち入り、回転かり事業所に必要が回旋において、その職員に、終す力 事業所に立ち入り、回転すり事業所が高等を必能変化、模集、書館その他必要な 物件を検査をせ、又は関係者に質問させることができる。 前項の規定により職員が原子力事業所に立ち入るときは、その有分をパレン、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

電影の影響を持ち、 年 月 日

別記様式第5(第6条関係)

|別記様式第6(第7条関係)